

徳島県立海部病院施設警備・当直業務プロポーザル募集要綱

令和8年1月

徳島県立海部病院

徳島県立海部病院施設警備・当直業務プロポーザル募集要綱

1 目的・趣旨

徳島県立海部病院は、患者が快適に安心して治療を受けられる病院環境の構築や病院の効率的な運営を目的として、公募型プロポーザル方式により、施設警備・当直業務の受託者を選定するため必要な事項を定めるものとする。

2 病院の概要

(1) 病院建物の概要

- ・所在地 徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷 266 番地
- ・階 数 地上 6 階、PH 1 階
- ・構 造 鉄筋コンクリート造（免震構造）

(2) 病院の規模

- ・許可病床数 110 床
- ・敷地面積 9,283 m²
- ・建築面積 2,829 m²
- ・延床面積 10,759 m²

(3) 患者数の実績	(令和6年度)	(令和5年度)	(令和4年度)
・外来患者数	約 184 人／日	約 172 人／日	約 168 人／日
・入院患者数	約 70 人／日	約 65 人／日	約 53 人／日

3 委託業務の概要

(1) 委託業務名

徳島県立海部病院施設警備・当直業務

(2) 委託業務内容

別紙「徳島県立海部病院施設警備・当直業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 委託業務実施箇所

徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷 266 番地
徳島県立海部病院

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(5) 見積限度額

年額 31,335 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(6) その他

このプロポーザルに基づく契約は、令和8年度予算を審議する徳島県議会において、当初予算の成立を条件として締結する。

また、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。

4 参加資格要件

- 次に定める要件を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
 - (3) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。（資格を有していない者は一般競争入札参加資格申請書（様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、参加申込書の提出期限までに徳島県管財課に提出すること。）
 - (4) 「令和6－8年 県有序舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（警備業務）」に登録され、等級格付区分がAであるもの。
 - (5) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要項に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる者を含む。）でないこと。
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - (9) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」をプロポーザル参加申込期限からプレゼンテーションを伴う選定委員会の開催日までの期限内に受けないこと。
 - (10) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
 - (11) 日本国内において、過去に病床数100床以上の病院において施設警備業務の契約実績を有していること。
 - (12) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による徳島県公安委員会の認定を受けている者であること。または、同法第9条の届出書を徳島県公安委員会に提出している者であること。
 - (13) 本業務を遂行するために必要な資格、免許等を有していること。

5 応募方法

(1) 提出書類一覧

本業務に応募する場合は、募集要綱及び仕様書を熟読のうえ、次の様式により提出すること。なお、様式は、徳島県ホームページよりダウンロードすること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業実績（様式2）
- ③ 業務（会社）概要（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 企画提案書（様式5）
- ⑥ 添付書類

ア 貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの（直近3決算期分）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 納税証明書

法人市（町村）民税、固定資産税、法人税・消費税及び地方消費税

(2) 書類作成上の注意

- ・提出書類の規格は、A4版とする。（必要に応じ、A3版を使用する場合は、折りたたんで書類に添付すること。）
- ・企画提案書は、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ・パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限なものとすること。

(3) 提出部数

- ・正本1部、副本（コピー）6部を提出すること。
- ・なお、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、納税証明書は、原本を1部提出すること。

6 募集要項及び様式等の配布

(1) 配布時期

令和8年1月23日（金）から

(2) 配布場所

徳島県のホームページからダウンロードすること。

【徳島県ホームページ】<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

7 手続きスケジュール

(1) 次のスケジュールのとおりとし、プレゼンテーションの日時は、参加者に追って通知する。

- | | |
|----------------|------------------------|
| ① 実施要領の公表・配布 | 令和8年1月23日（金）から |
| ② 質問書の提出期限 | 令和8年2月3日（火） |
| ③ 参加申込書の提出期限 | 令和8年2月6日（金）午後5時まで（必着） |
| ④ 企画提案書の提出期限 | 令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着） |
| ⑤ プrezentation | 令和8年2月下旬予定 |
| ⑥ 審査結果通知・公表 | 令和8年2月下旬予定 |

8 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 事業実績（様式2）
- ③ 業務（会社）概要（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 添付書類

ア 貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの（直近3決算期分）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 納税証明書

法人市（町村）民税、固定資産税、法人税・消費税及び地方消費税

(2) 提出期限

令和8年2月6日（金）午後5時まで

(3) 提出先

〒775-0006

徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷266

徳島県立海部病院事務局 総務・管財担当

電話：0884-72-1166

(4) 提出方法

- ・持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）とすること。
- ・電子メール、ファクシミリによる提出は受け付けない。

9 質疑等

質疑がある場合は、質問書（様式6）を電子メール又はファクシミリにより提出すること。

なお、現場視察を希望する場合は、電話により申し出ること。

（1）提出先 電子メールアドレス kaifubyouin@pref.tokushima.lg.jp
ファクシミリ番号 0884-72-3521

（2）提出期限 令和8年2月3日（火）

（3）質問への回答

質疑に対する回答は、電子メール又はファクシミリにて質問者及び参加表明者すべての者に通知する。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式5）

7部（正本1部、副本（コピー）6部）を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで

(3) 提出先

〒775-0006

徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷266

徳島県立海部病院 事務局 総務・管財担当

電話：0884-72-1166

（4）提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）すること。

1.1 事業者の選定

（1）選定委員会を設置し、次に定める評価項目について総合的に評価を行い、事業者を選定する。

（2）評価項目

評価項目	評価する内容
① 基本的な考え方	病院における警備保安業務に対する基本的な考え方
② 業務の実施体制について	従事者の配置体制（人員・年齢構成）、配属条件・資質、実施体制での特色
③ 業務委託内容について	警備業務、事務当直業務、防災関係業務、設備関係対応業務、ヘリポート関連業務、その他の業務
④ 管理体制について	管理体制・業務指導、教育・研修について
⑤ その他	個人情報保護・コンプライアンス、緊急事態発生時の業務体制、災害発生時の業務体制
⑥ 自由提案	独自提案内容
⑦ 委託料	委託料について
⑧ 経営状況等	直近3決算期における経営状況等について

（3）選定方法

候補者の選定は、「書類審査」と「プレゼンテーション審査」により実施する。

① 日時： 令和8年2月下旬頃

場所： 徳島県立海部病院

※プレゼンテーション審査の対象者には、日時及び場所を別途連絡する。

（4）事業者の選定

書類審査、プレゼンテーション審査で総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を選定する。

（5）失格

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ① 参加する資格のない者が提案をした場合
- ② 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合
- ⑤ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥ 仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない場合

上記により、失格となった場合には、次点者を繰り上げることとする。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、すべての企画提案者に令和8年2月下旬頃を目処に文書で通知する。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出された書類の内容については、当事業者の選定以外の利用を行わない。また、提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複写することができるのこととする。
- (3) 提出された書類については一切返却しない。
- (4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- (5) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合がある。
- (6) 提出された書類は徳島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則公開する。
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第8条第2号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を（様式7）により提出すること。
公開・非公開の判断は、これを参考にして同条例に基づき県が客観的に判断する。
- (7) 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本国通貨とする。
- (8) プロポーザル参加申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式8）を提出すること。
- (9) 応募者は、事業者決定後、この募集要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 3 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。この際、提案書に基づき、具体的な業務内容及び金額について病院と協議を行い決定する。

ただし、選定された受託候補者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、その他の理由により当該交渉が不調となつたときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。

1 4 問い合わせ先

所 属 名 徳島県立海部病院 事務局 総務・管財担当
所 在 地 〒775-0006
德島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷 266
電 話 番 号 0884-72-1166 (代)
ファクシミリ番号 0884-72-3521
電子メールアドレス kaifubyouin@pref.tokushima.lg.jp